

令和6年美浦村告示第11号

令和6年第1回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年2月1日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和6年2月7日 午前10時
2. 場 所 美浦村議会議場
3. 付議事件
  - 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(村道破損による一般車両事故の損害賠償の額の決定及び和解について)
  - 議案第2号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例
  - 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について (地域産品直売所)
  - 議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算 (第7号)
  - 議案第5号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算 (第3号)
  - 議案第6号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第4号)

令和6年第1回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
2月7日	水	本会議	午前10時	開会 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 閉会

## 令和6年第1回美浦村議会臨時会提出議案提案理由説明書

### 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(村道破損による一般車両事故の損害賠償の額の決定及び和解について)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書の3ページ・4ページをお開きください。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年12月25日に専決処分を行いましたので、同条3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の内容といたしましては、令和5年11月21日、村道2454号線を定期的に通過するタンクローリーが通行したところ、道路が陥没し、相手方の車両を破損させました。

この件につきましては、美浦村の過失割合は100%であるため、速やかにレッカー車による移動、損害箇所の補修及び賠償額の支払いを完了すべく、手続きを進めました。

相手方とはすでに和解もしており、今後物件損害及びこれに伴う一切の請求は行わないことを確認しております。

以上、議案第1号 専決処分を行いました村道破損による一般車両事故の損害賠償の額の決定及び和解につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

### 議案第2号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第2号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の5ページ・6ページをお開きください。

この条例は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、次のとおり改正するものでございます。

(1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改めること。

(2) 電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、本村が徴収する手数料及びその額を定めること。

(3) 戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧をすることができる情報に同情報を追加すること。

以上、議案第2号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

### 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）

議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、地域交流館みほふれ愛プラザ内にごさいます「地域産品直売所」につきまして、株式会社プロジェクト茨城を指定管理者として指定するものであります。

また、指定管理の期間は令和6年4月1日より令和7年3月31日までの1か年とし、詳細につきましては協定書の締結により決定する予定でございます。

以上、議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

### 議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第7号）

議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第7号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算ですが、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」について、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から追加する方針が示されました。

「低所得者支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援交付金を追加する」旨が盛り込まれた補正予算が11月29日に成立しております。

今回の補正は、物価高に伴う影響を被る生活者や事業者の方々が必要な支援を可及的速やかに行うための予算の計上をお願いするものでございます。

また、美浦村ふるさと応援寄附金の増収に伴う、経費等の増額につきまして、あわせて補正予算の計上をお願いするものでございます。

それでは、8ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ8,154万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を、83億7,556万1,000円とするものでございます。

ただいま申し上げますことにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

議案書の14ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、ふるさと応援寄附金事業費で、総額1,324万1,000円の増額補正をお願いしております。

この補正は、冒頭に御説明しましたとおり、美浦村ふるさと応援寄附金で3,000万円の増収を見込み、返礼品代となります記念品代、公金払い手数料、システム使用料につきまして、増額補正をお願いするものであります。

応援基金費では、只今説明いたしました、美浦村ふるさと応援寄附金で3,000万円の増収分は基金に積み立てることとなりますので、基金積立額3,000万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の上水道費では、水道事業費で、水道事業会計補助金として、336万2,000円を計上いたしております。

こちらは、冒頭に御説明しました、物価高騰対策として行う事業のうち、公営企業会計である水道事業会計への補助金分となります。物価高騰に伴う電気料金の高騰に係る負担が受益者に及ばないように、村一般会計から補助を行うものです。

財源につきましては、全額国庫補助金の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農業振興費では、物価高騰対策農業経営安定化事業費で、電気料金高騰緊急支援補助金として、165万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

こちらは、同じく物価高騰対策として行う事業のうち、美浦村を管轄する土地改良組合等への補助金分となります。土地改良区等への補助により、農業者の用水利用等に係る負担軽減及び土地改良区等の経営体質強化を図るものです。

財源につきましては、同じく全額国庫補助金となっております。

同じく農業費の農地費では、農業集落排水事業費で、下水道事業会計補助金として、817万1,000円の増額補正をお願いいたしております。

こちらは、先ほど水道事業費で御説明しました事業と同じく、公営企業会計である美浦村下水道会計へ補助することで、受益者負担を軽減するものとなっております。

財源につきましても、同じく全額国庫補助となります。

続いて、商工費について申し上げます。

商工費の商工振興費で、物価高騰対策地域経済活性化事業費では、交通事業者支援金として778万円、貨物運送業者支援金として520万円、総額で1,298万円の増額補正をお願いいたしております。

交通事業者支援金につきましては、物価高騰等の影響により、利用客の減少を受けている公共交通事業者を支援することで、村民の日常的な交通手段を確保することを目的としております。

また、貨物運送業者支援金につきましては、物価高騰等により、大きな影響を受け

ている貨物運送事業者に対し、事業継続を支援するものとなっております。

財源につきましては、いずれも全額国庫補助金となっております。

続いて、土木費について申し上げます。

都市計画費の、公共下水道費では、公共下水道事業費で、下水道事業会計補助金として、1,213万9,000円の増額補正をお願いいたしております。

こちらは、先ほどの水道事業費及び農業集落排水事業費で御説明した事業と同様のものとなりますので、説明は省略させていただきます。

なお、財源につきましては、国庫補助金が673万6,000円、一般財源が540万3,000円となっております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金で、歳出予算で御説明申し上げた事業費の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に3,290万1,000円を計上しております。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の指定寄付金では、歳出予算で御説明しておりますとおり、美浦村ふるさと応援寄附金の見込み額の増に伴い、3,000万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正の財源調整分として、1,864万4,000円増額補正いたしております。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第7号）の概要について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

### **議案第5号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）**

議案第5号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益で336万2,000円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

収入の水道事業収益の営業外収益で336万2,000円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、電気料金の高騰分についての一般会計の補助金でございます。

以上、令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申

上げました。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**議案第6号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）**

議案第6号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の事業収益で2,031万円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

22ページをお開きください。

収入の事業収益の営業外収益で2,031万円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、電気料金の高騰分についての一般会計の補助金でございます。

以上、令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**令和6年第1回  
美浦村議会臨時会会議録 第1号**

令和6年2月7日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(村道破損による一般車両事故の損害賠償の額の決定及び和解について)

議案第2号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について(地域産品直売所)

議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算(第7号)

議案第5号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

議案第6号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算(第4号)

1. 出席議員

1番	下村宏君	2番	塚本光司君
3番	諸岡正明君	4番	北出攻君
5番	松村広志君	7番	小泉嘉忠君
8番	岡沢清君	9番	山崎幸子君
10番	林昌子君	11番	小泉輝忠君
12番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

6番 葉梨公一君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	山崎満男君
総務部長	青野克美君
保健福祉部長	吉原克彦君
経済建設部長	岡澤光一君
教育部長	小山久登君
総務課長	笹倉英雄君

企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
住 民 課 長	中 島 紀美江 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
上 下 水 道 課 長	飯 田 和 徳 君

#### 1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	田 代 恭 子
書 記	渡 邊 涼 介

---

午前10時00分 開会及び開議

○議長（下村 宏君） 改めまして皆さん、こんにちは。

令和6年第1回臨時会への御参集、大変お疲れ様です。

ただいまの出席議員は11名です。

葉梨公一君の1名が欠席となっております。

これより、令和6年第1回美浦村議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思えます。

中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 皆さん、改めましておはようございます。

令和6年第1回美浦村臨時会に御参集を賜り、大変御苦労さまでございます。

令和6年の始まりは、能登地方の地震で大規模な被害が発生いたしました。亡くなられた方には御冥福を申し上げますとともに、被災された方々には早めの日常に戻れますよう、国を挙げて支援がされることを期待いたします。

村としましても、災害への対応には自主防災組織づくりなど、地域と行政が共助の連携をつくっていききたいと思っております。

節分も過ぎ、梅の開花も聞かれる時期となり、一雨ごとに寒さも和らぎ、春の装いが見られる季節となってまいりました。

議員各位には、今月17日土曜日には議会報告会を開催するなど、村政報告を兼ねて村民との距離を身近に感じさせる取り組みをされておりますことに改めて敬意を表す

る次第であります。

今臨時会に提案する案件は、議案第1号で専決処分の承認を求めることについて（村道破損による一般車両事故の損害賠償の額の決定及び和解について）が1件、議案第2号で美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例が1件、議案第3号で公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）が1件、議案第4号で令和5年度美浦村一般会計補正予算（第7号）が1件、議案第5号で令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）が1件、議案第6号で令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）が1件の6議案であります。

議員各位にはよろしく御審議のほどお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

---

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

10番議員 林 昌子君。

11番議員 小泉輝忠君。

12番議員 沼崎光芳君。

以上、3名を指名いたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（村道破損による一般車両事故の損害賠償の額の決定及び和解について）から、議案第6号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）までの、6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている6議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付をしております。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第6号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（村道破損による一般車両事故の損害賠償の額の決定及び和解について）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第2号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第7号）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。  
これにて会議を閉じます。  
令和6年第1回美浦村議会臨時会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

午前10時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 小 泉 輝 忠

署 名 議 員 沼 崎 光 芳